

ふくしま満天堂ブランド確立推進事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県では、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図るため、第4期ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、豊かな農林水産資源を活用し、地域の多様な主体がそれぞれの強みを生かして取り組む「地域産業6次化」を推進している。

当事業では、6次化商品共通ブランド「ふくしま満天堂」のもと、本県農林水産物を活用した6次化商品が満天の星のように、福島県がスター商品であふれる未来を目指すため、マーケティングスキルの向上や高付加価値商品の開発・改良、販路開拓等を一体的に支援し、事業者の自走力強化と「ふくしま満天堂」ブランドの確立を推進する。

2 事業の内容

(1) 委託事業名

ふくしま満天堂ブランド確立推進事業

(2) 委託費の上限額

28,984千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※ 提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 事業及び内容

別紙「ふくしま満天堂ブランド確立推進事業委託仕様書（案）」のとおり。

なお、具体的な手法は、審査で選定した企画提案内容を基に、業務委託予定者と県が協議して仕様書を作成した上で決定する。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 主なスケジュール

日 時	内 容
令和8年3月 2日（月）	プロポーザル実施要領の公表、募集開始
令和8年3月 6日（金） 12時まで	質問書の提出期限
令和8年3月10日（火）	質問書への回答
令和8年3月12日（木） 12時まで	参加申込書の提出期限
令和8年3月16日（月）	参加資格審査結果通知
令和8年3月19日（木） 12時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年3月25日（水）	一次審査（書面）結果の通知
令和8年3月27日（金）（予定）	二次審査（プレゼンテーション）
令和8年3月下旬頃予定	審査結果の通知
令和8年4月上旬頃予定	契約締結

4 応募に係る事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下の「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 平成 29 年度以降の国産農林水産物を原料とした食品に係る開発又は販売実績があること。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、農林企画課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、農林企画課窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 プロポーザルに係る提出書類

(1) 質問の受付

ア 提出書類：質問書（様式第 1 号）

イ 提出期限：令和8年3月6日（金）12時まで（必着）

ウ 提出方法：電子メール、FAX、郵送又は持参

※ 電子メール又はFAXで送信後、電話で着信確認すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年3月10日（火）までに農林企画課ホームページに掲載する。

(2) 参加の申込

ア 提出書類：①ふくしま満天堂ブランド確立推進事業公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社概要や実施業務分野が記載された資料（1部）

イ 提出期限：令和8年3月12日（木）12時まで（必着）

ウ 提出方法：電子メール、FAX、郵送又は持参

※ 電子メール又はFAXで送信後、電話で着信確認すること。

エ 回答方法：提出された書類を元に参加資格要件の適否を確認し、その結果を令和8年3月16日（月）までに書面で通知する。

オ その他：参加の申込が無い場合は、企画提案書を受付することができない。

(3) 企画の提案

ア 提出書類：①企画提案書（下記のとおり）

②官公署から受注した委託業務実績一覧（令和6～7年度）（その種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績がある場合に限る）

イ 提出期限：令和8年3月19日（木）12時まで（必着）

ウ 提出方法：郵送又は持参

※ 電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

<企画提案書>

以下「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書とする。提出部数は10部。

様式は任意。用紙サイズはA4版とし、両面15枚以内（30頁以内）とする。必要に応じてA3版の折込みも可とするが、2頁としてカウントする。

【提案1】現状を踏まえた販路開拓力強化の考え方

本県農林水産物を活用した6次化商品の流通・販売等の現状と、今後の販路開拓に向けて効果的な支援のあり方（考え方）を示すこと。

【提案2】各事業の取組内容

① 別紙仕様書に基づき提案をすること。

② 各取組の具体的なスケジュールを示すこと。

③ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、独自に提案すること。

【提案3】事業効果の設定

本事業で実施する取組内容を評価するための定量的な評価項目、その項目の目標値を設定すること。

【提案4】業務の実施体制

① 本事業の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

- ② 業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として選任することとし、総括責任者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

【提案5】積算見積書

仕様書における業務の内容ごとに、それぞれの費目の内訳が分かるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費、電波料、掲載料、制作費等）。

(4) 提出先

質問書、参加申込書、企画提案書等の提出先は「9 問合せ先及び提出先」のとおり。

(5) 留意事項

提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費はすべて提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行わない。また、提出書類の返還も行わない。

6 プロポーザルの審査

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(1) 一次審査（書面）

参加者すべての企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。一次審査の結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して、書面で通知を行う。

【一次審査の結果通知：令和8年3月25日（水）】

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された参加者に対し、二次審査において企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知を行う。

イ プレゼンテーションの時間は25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

エ 感染症等の状況によって、オンラインで審査を実施する場合がある。

【二次審査の実施（予定）：令和8年3月27日（金）】

(3) 審査基準及び配点

下表の審査項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な事業の実施体制とともに、予算額の妥当性に重点を置き、審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 現状を踏まえた販路開拓力強化の考え方	10点	現状の理解度・的確性等
2 各事業の取組内容	60点	業務の運営手法、内容の適格性、期待される効果、独自性等
3 事業効果の設定	10点	明確な事業効果の設定
4 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力・履行の確実性等

5 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性等
-----------	-----	----------

(4) 業務委託予定者

- ア 審査会において、審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。
- イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定点数以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

結果については、二次審査参加者全員に対し、書面で通知を行う。
また、審査結果を農林企画課ホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果の通知及び公表：令和8年3月下旬頃】

(6) 審査結果の開示請求

審査にて選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を、その審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名」と「それぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

(7) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

この手続きに参加したものが、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結までに至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

7 不適合事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 委託費の上限を超過しているもの

8 その他

- (1) 提出された制作物等の権利は、福島県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案のあった回数、規模等を下回ることができないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。
- (3) 採用した企画提案内容を一部変更して契約する場合がある。
- (4) 業務委託者が企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は業務委託者に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることがある。
- (5) 本事業は、今後、福島県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

9 問合せ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農林企画課（担当：主査 石田）

電話 024-521-8041 FAX 024-521-7944

E-mail : kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp